

任命権行使の細部要領に関する達

昭和 36 年 3 月 31 日
陸上自衛隊達第 21—7 号

改正	昭和 36 年 7 月 26 日達第 40—26—1 号	昭和 37 年 12 月 5 日達第 122—43 号
	昭和 38 年 6 月 24 日達第 40—26—2 号	昭和 42 年 3 月 9 日達第 21—13 号
	昭和 43 年 12 月 25 日達第 21—7—1 号	昭和 44 年 8 月 15 日達第 21—7—2 号
	昭和 45 年 6 月 24 日達第 21—7—3 号	昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号
	昭和 59 年 6 月 26 日達第 122—122 号	昭和 60 年 12 月 21 日達第 122—124 号
	昭和 63 年 4 月 8 日達第 21—7—4 号	平成 5 年 5 月 13 日達第 122—131 号
	平成 10 年 3 月 20 日達第 122—135 号	平成 18 年 3 月 30 日達第 122—209 号
	平成 18 年 7 月 26 日達第 122—211 号	平成 19 年 1 月 9 日達第 122—215 号
	平成 19 年 3 月 27 日達第 122—218 号	平成 19 年 11 月 22 日達第 122—223 号
	平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号	平成 22 年 6 月 30 日達第 122—245 号
	平成 26 年 3 月 23 日達第 122—268 号	平成 27 年 10 月 1 日達第 122—272 号
	平成 30 年 3 月 27 日達第 122—293 号	

任命権に関する訓令（昭和 36 年防衛庁訓令第 4 号）の規定に基づき、任命権行使の細部要領に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長 陸将 杉田 一次

任命権行使の細部要領に関する達

目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）

第 2 章 自衛官及び自衛官候補生に関する任命権の行使（第 5 条—第 21 条）

第 3 章 事務官等に関する任命権の行使（第 22 条—第 27 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この達は、陸上自衛隊の自衛官及び事務官等に係る任命権の行使に関し必要な細部事項を定めることを目的とする。

（用語）

第 2 条 この達において用いる用語の意義は、任命権に関する訓令（以下「訓令」という。）に定めるもののほか、次の各号によるものとする。

（1）「任命権者」とは、訓令に定められた権限を行使する者をいう。

（2）「職名補職」とは、特定の職を命ずる補職をいう（勤務補職のうち、陸上幕僚長が職名補職の職に準ずる職として定めるものへの補職を含む。）。

（3）「勤務補職」とは、特定の部隊、部課室等勤務を命ずる補職をいう。

（陸上総隊司令官及び方面総監の責務）

第3条 陸上総隊司令官及び方面総監は、下級部隊等の長の任命権行使に関し一般的な指導監督の責任を負う。

(任命権の行使)

第4条 任命権者は、任命権を行使するに当たっては、当該隊員を直接指揮監督する者の意見を尊重しなければならない。

- 2 防衛装備庁の陸の隊員、派遣されている陸の隊員、共同機関若しくは・海、空において補職されている陸の隊員又は入所・入校・教育入隊若しくは臨時勤務のため自己のもとを離れて勤務している陸の隊員については、特に関係者と連絡を密にし、遺漏のないようにしなければならない。
- 3 部隊等の長及び共同機関の長は、その指揮監督下にある隊員の身上、勤務状況等に関し必要な事項を適時当該隊員の任命権者に伝えなければならない。

第2章 自衛官及び自衛官候補生に関する任命権の行使

(陸士又は自衛官候補生の採用)

第5条 陸士又は自衛官候補生の採用を行う独立の教育大隊の長は、教育連隊長の指揮下に入らない教育大隊の長とする。

(准陸尉、陸曹、陸士又は自衛官候補生又は陸士の任免)

第6条 訓令第27条及び第79条の規定による准陸尉、陸曹、陸士又は自衛官候補生の採用並びに准陸尉、陸曹又は陸士の昇任(3尉への昇任を除く。)は、その都度陸上幕僚長が指示する人員数、比率又は資格基準等により行うものとする。

- 2 准陸尉、陸曹又は陸士の降任及び准陸尉、陸曹、陸士又は自衛官候補生の免職は陸上総隊司令官及び方面総監(防衛大臣直轄部隊等にあつては陸上幕僚長)の、行動時等における退職は陸上幕僚長の承認を受けるものとする。

(陸、海、空相互間の異動)

第7条 准尉、曹又は士たる自衛官の陸、海、空相互間の転官は、その都度陸上幕僚長が指示するところにより行うものとする。

(昇任に伴う補職)

第8条 自衛官が2佐以下に昇任したときは、別に補職発令がない限り、補職者及び補職手続のいかんにかかわらず、昇任時の補職どおり補職されたものとする。

(2佐又は3佐たる自衛官の補職)

第9条 陸上総隊又は方面隊及び方面総監に隷属する機関(自衛隊地方協力本部及び陸上幕僚長の監督を受ける地区病院を除く。以下同じ)における2佐又は3佐たる自衛官の補職は、防衛大臣が行うもののほか、次の各号によるものとする。

- (1) 2佐又は3佐たる自衛官の職名補職は、陸上幕僚長が行う。
- (2) 前号によるもののほか、2佐又は3佐たる自衛官の補職は、陸上総隊司令官又は方面総監が行う。
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、2佐又は3佐たる自衛官の補職権者を異にする補職替えは、陸上幕僚長が行う。
- 3 2佐又は3佐たる自衛官の駐屯地司令又は分屯地司令への兼補は、陸上幕僚長の補職に係るものを除き、方面総監が行う。

(尉たる自衛官の補職)

第10条 訓令第33条第1項の表に掲げる補職権者は、次の各号により陸上幕僚長、陸上総隊司令官又は方面総監が行うもののほか、当該部隊における尉たる自衛官の補職(3佐職へ尉たる自衛官を職名補職する場合を含む。)を行うものとする。

- (1) 尉たる自衛官の補職権者を異にする補職替えは、次号により陸上総隊司令官又は方面総監が行うもののほかは、陸上幕僚長が行う。ただし、陸上幕僚長が要員を指定し、又は人員数、階級、特技区分、発令日付等(以下「人員数等」という。)を指示したときは、異動前後の補職権者が協議し、異動先の補職権者が補職する。
- (2) 陸上総隊内における尉たる自衛官の補職者を異にする補職替えは陸上総隊司令官が、方面隊内又は方面隊及び方面総監に隷属する機関相互間における尉たる自衛官の補職権者を異にする補職替えは、当該方面総監が行う。

(准尉たる自衛官の補職)

第10条の2 准尉たる自衛官の補職権者を異にする補職替えは、当該任免権者が行う。

(准陸尉、陸曹又は陸士の異任)

第11条 陸における准陸尉、陸曹又は陸士の異任は、次の各号により行うものとする。

- (1) 部隊等内におけるものについては部隊等の長、その他のものについては陸上幕僚長又は指揮系統上の上級部隊等の長は、自ら任免権者として異任させるものを除き、隷下の任免権者又は任免権者の上級部隊等の長に対して人員数等を指示する。この場合特に必要があるときは、任免権者に対して要員を指定することができる。
 - (2) 前号により人員数等を指示された任免権者の上級部隊等の長は、自ら任免権者として異任させるものを除き、任免権者に対して人員数等を指示する。
 - (3) 前2号により人員数等を指示され又は要員を指定された任免権者は、第10条第1号ただし書の規定に準じて異任させる。
- 2 行動時等においては、陸上幕僚長又は任免権者の上級部隊等の長は、前項の規定にかかわらず、下級部隊等の長の行う准陸尉、陸曹又は陸士の異任を自ら一括して行うことができる。

(自衛官の陸と海又は空相互間の補職替え)

第12条 自衛官の陸と海又は空相互間の補職替えについては、陸上幕僚長が関係幕僚長と協議し、必要により指示する。

(陸と共同機関相互間の補職替え)

第13条 自衛官の陸と共同機関相互間の補職替えは、防衛大臣又は陸上幕僚長が行うもののほか、次の各号により行う。

- (1) 陸と体育学校又は中央病院相互間
 - ア 体育学校又は中央病院に補職する場合は、陸上幕僚長が要員を指定した者について体育学校長又は中央病院長が補職するか、又は陸上幕僚長

が人員数等を指示したものについて体育学校長又は中央病院長と当該自衛官の任命権者が協議して、体育学校長又は中央病院長が補職する。

イ 陸に補職する場合は、陸上幕僚長が要員を指定した者について補職権者が補職するか、又は陸上幕僚長が人員数等を指示したものについて、補職権者と体育学校長又は中央病院長が協議して、補職権者が補職する。

(2) 陸と地方協力本部又は陸上幕僚長の監督を受ける地区病院相互間

ア 方面隊及び当該方面総監に隷属する機関と当該方面区内の地方協力本部又は陸上幕僚長の監督を受ける地区病院相互間の場合は、前号の規定を準用する。この場合において、「体育学校（長）又は中央病院（長）」とあるのは「地方協力本部（長）又は陸上幕僚長の監督を受ける地区病院（長）」と、「陸上幕僚長」とあるのは「方面総監」と読み替えるものとする。

イ 前アに規定する場合以外の場合は、前号の規定を準用する。この場合において、「体育学校（長）又は中央病院（長）」とあるのは「地方協力本部（長）又は陸上幕僚長の監督を受ける地区病院（長）」と読み替えるものとし、陸上幕僚長が要員を指定し、又は人員数等を指示するときは、方面総監を通じて行うものとする。

(3) 陸と海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける地区病院相互間

ア 海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける地区病院に補職する場合は、陸上幕僚長が当該機関を監督する幕僚長に発令を依頼する。

イ 海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける地区病院に勤務する者を当該機関以外に補職する場合は、前アに準じて協議して行う。

(入校等)

第 14 条 自衛官の入校は、訓令第 21 条及び第 43 条の規定により防衛大臣又は陸上幕僚長が命ずるもののほかは、陸上幕僚長が指示により命ずるものとする。

2 訓令第 43 条の規定によって命ずべき教育入隊とは、陸上自衛隊の教育訓練に関する訓令（昭和 38 年陸上自衛隊訓令第 10 号）及び陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達（陸上自衛隊達第 110—1 号）に定める教育に参加させることをいう。

3 前項の教育入隊は、自ら計画発令するものを除き、陸上幕僚長又は上級部隊等の長の指示により命ずるものとする。

(派遣)

第 15 条 准陸尉、陸曹又は陸士の派遣は、その都度陸上幕僚長の指示するところにより行うものとする。

(一時的指揮監督下にある者に対する懲戒処分)

第 16 条 訓令第 48 条の規定に基づき懲戒権者が懲戒処分を行う場合において、被処分者が一時的にその指揮監督下にある者であるときは、次の各号に掲げる場合に限って処分を行うものとする。

(1) 事案がその指揮監督下にある期間中に発生し、かつ、当該期間中に処分することが適当と認められるとき。

(2) 指揮監督下にはいる以前に発生した事案について指揮監督下にある期間中に処分するように関係懲戒権者等から移送を受けたとき。

(懲戒処分の承認)

第17条 訓令第51条の規定に基づき承認を受けるのは、次の表の左欄に掲げる者が右欄に掲げる処分を行う場合とする。

大隊長	軽処分を超える懲戒処分
指定部隊等の長	
中隊長	戒告を除く懲戒処分
指定部隊等の長	

2 前項の承認を事後において受けることができるのは、次の各号に掲げる場合とする。

(1) 行動時等

(2) 遠隔地、離職の時期等の関係で、事前の承認によれば処分の時期を失すおそれのあるとき。

3 承認は、関係原議書類に承認印を押すことをもって足りる。ただし、これが困難な場合は、その他の方法により文書をもってこれを行うことができる。

(懲戒処分の上申)

第18条 自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第78条の規定に基づき、懲戒権者が訓令第53条に定める上級の懲戒権者に対して行う懲戒処分の上申は、順序を経て行うものとする。

(昇給)

第19条 陸上総隊に所属する2佐及び3佐たる自衛官の昇給は陸上総隊司令官が、方面隊及び方面総監に隷属する機関に所属する2佐及び3佐たる自衛官の昇給は方面総監が、訓令第54条第2項の表に掲げる部隊等に所属する尉たる自衛官の昇給は当該部隊等の長が行う。

2 2佐以下の自衛官の昇給は、その都度陸上幕僚長の指示するところにより行う。

(派遣された自衛官及び海、空又は共同機関に補職された自衛官の身分上の事項)

第20条 防衛装備庁の自衛官、派遣された自衛官及び海又は空に補職された自衛官の任免、休職、復職及び昇給（以下防衛大臣の権限に属するものを除き、「身分上の事項」という。）は、陸上幕僚長又は陸上幕僚長がその都度指示する陸上総隊司令官又は方面総監が行う。

2 体育学校又は中央病院に補職された自衛官の身分上の事項は陸上幕僚長が行う。

3 地方協力本部又は陸上幕僚長の監督を受ける地区病院に補職された幹部自衛官の身分上の事項（2佐以下の普通昇給を除く。）は陸上幕僚長が、2佐以下の幹部自衛官の昇給及び准陸尉、陸曹又は陸士の身分上の事項は当該地方協力本部の長又は陸上幕僚長の監督を受ける地区病院の長を指揮監督する方面総監が行う。

第21条 削除

第3章 事務官等に関する任命権の行使

第22条 削除

(降格及び免職)

第23条 2級以下の事務官等の降格及び免職並びに行動時等における退職は、陸上幕僚長の承認を受けるものとする。

第24条 削除

(昇任等)

第25条 他の任命権者に属する2級以下の事務官等の昇任及び転任（以下「昇任等」という。）は、陸上総隊又は方面隊（補給処を含む。）内における昇任等及び陸上幕僚長の指示による昇任等を除き、陸上幕僚長の承認を受けるものとする。

第26条 削除

第27条 削除

附 則

- 1 この達は、昭和36年4月1日から施行する。
- 2 陸上自衛隊の隊員の任命権の細部の取扱に関する達（陸上自衛隊達第40—2号）は、廃止する。

附 則（昭和36年7月26日陸上自衛隊達第40—26—1号）

この達は、昭和36年8月17日から施行する。

附 則（昭和37年12月5日陸上自衛隊達第122—43号）

この達は、昭和37年12月5日から施行し、昭和37年11月1日から適用する。

附 則（昭和38年6月24日陸上自衛隊達第40—26—2号）

この達は、昭和38年7月1日から施行する。

附 則（昭和42年3月9日陸上自衛隊達第21—13号抄）

- 1 この達は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年12月25日陸上自衛隊達第21—7—1号）

この達は、昭和44年1月1日から施行する。

附 則（昭和44年8月15日陸上自衛隊達第21—7—2号）

この達は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則（昭和45年6月24日陸上自衛隊達第21—7—3号）

この達は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号）

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和59年6月26日陸上自衛隊達第122—122号）

この達は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則（昭和60年12月21日陸上自衛隊達第122—124号）

- 1 この達は、昭和 60 年 12 月 21 日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に使用している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和 63 年 4 月 8 日陸上自衛隊達第 21—7—4 号）

この達は、昭和 63 年 4 月 8 日から施行する。

附 則（平成 5 年 5 月 13 日陸上自衛隊達第 122—131 号）

この達は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 20 日陸上自衛隊達第 122—135 号）

この達は、平成 10 年 3 月 26 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日陸上自衛隊達第 122—209 号）

この達は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 26 日陸上自衛隊達第 122—211 号）

この達は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 9 日陸上自衛隊達第 122—215 号）

この達は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—218 号）

- 1 この達は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。
- 2 この達の施行の際、現に保有している旧様式用の紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる

附 則（平成 19 年 11 月 22 日陸上自衛隊達第 122—223 号）

この達は、平成 19 年 11 月 23 日から施行し、同年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 21 年 2 月 3 日陸上自衛隊達第 122—230 号）

この達は、平成 21 年 2 月 3 日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 30 日陸上自衛隊達第 122—245 号）

この達は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 2 3 日陸上自衛隊達第 122—268 号抄）

この達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日陸上自衛隊達第 122—272 号）

この達は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 27 日陸上自衛隊達第 122—293 号抄）

この達は、平成 30 年 3 月 27 日から施行する。